

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等の受付・審査・入力等業務にかかる照会(回答)一覧

項番	照会受付日	処理区分	工程	照会内容	回答内容	回答日
1	令和8年6月8日	仕様書	別添 提案書作成手順	提案書の作成に当たり、提案書「本編」の頁数上限はあるでしょうか。	頁数制限は特に設けておりませんが、評価委員による評価を受けることを踏まえ作成いただくようお願いいたします。 参考までに、昨年提出いただいた提案書は、概ね50～60頁程度の分量です。また、目次等を付し、提案項目ごとに本文を区切る場合については、インデックスシール等を直接該当ページに貼付することは極力避け、仕切り紙等によって区切るようお願いいたします。	令和8年6月17日
2	令和8年6月8日	仕様書 委託要領	—	受託先決定後、履行場所内の整備等、業務準備を実施したいと考えていますが、いつごろから履行場所へ立ち入ることができるでしょうか。	業務準備に係る履行場所への立入りは、原則令和8年9月7日以降を予定しております。履行場所の整備状況によって期日の変更がある場合は、受託先決定後に調整させていただきます。また、業務準備のためであっても、履行場所へ立ち入ることができる委託員は、原則仕様書別紙5「業務委託員名簿」に掲載され、事前に承認を得た者に限りましてのご留意ください。	令和8年6月17日
3	令和8年6月8日	委託要領	【A】4. 委託条件(2)	郵便局から1度に受領することができる数(郵便局ケース数)についてご教示願います。	郵便局からの受領の際は、郵便局ケースで、1日あたり180ケース(29万通程度)が上限の目安です。現場説明会でもお話ししており、履行場所ビルに進入することができるのは原則2t車までになりますのでご注意ください。	令和8年6月17日
4	令和8年6月8日	委託要領	【E】2. 作業手順 (1)(2)	作業手順では、ダブルチェックを行うこととされていますが、全ての作業についてダブルチェックは必要でしょうか。	原則として全ての作業工程に関してダブルチェック等により誤りがないことを確認してください。【E】の作業手順に関しては、作業手順書の中に2名以上で確認することを規定しています。	令和8年6月17日
5	令和8年6月8日	仕様書	その他	現業者からの業務の引継はあるでしょうか。また、ある場合にはそのボリュームについてご教示ください。	本事業では業務の引継は原則発生しません。	令和8年6月17日

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等の受付・審査・入力等業務にかかる照会(回答)一覧

項番	照会受付日	処理区分	工程	照会内容	回答内容	回答日
6	令和8年6月8日	評価項目一覧	Ⅲ.情報セキュリティに関する体制 (6)電子計算組織に関する安全管理措置計画	「必須項目の評価観点」の中に、「受託事業者が用意する電子計算組織においても、上記(1)から(13)と同様に扱うこと。」と記載がありますが、社内の労務管理等のための電子計算組織についても、評価観点に記載のある電子計算組織に含まれますか。	社内の労務管理等が個人情報を取り扱わないものであっても、「受託事業者が用意する電子計算組織においても、上記(1)から(13)と同様に扱うこと。」で記載されている電子計算組織に含まれます。 なお、【(5)個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの取扱いに関する安全管理措置計画】については、「※」のとおり記載をお願いします。	令和8年6月17日
7	令和8年6月8日	仕様書	11	日本年金機構が実施する業務研修について、研修で使用する資料は事前に提供されますか。	契約後、電子媒体で提供します。研修時には、受託業者にて資料を印刷し、受講者に配布してください。	令和8年6月17日
8	令和8年6月8日	仕様書 委託要領	別紙8-1 貸与備品等一覧 別紙8-2 レイアウト図面	履行場所レイアウトを検討するにあたり、ロッカーについては移設可能となるでしょうか。	「ロッカー」について、任意で移設することを可能とします。ただし、ロッカー移設後のレイアウトや実施する耐震措置内容については、契約締結後、機構側と事前に調整し、了承を受けた場合のみ実施できるものとします。 また、移設にかかる作業、ロッカーの固定・連結作業(現状と同等レベルでの耐震措置)及び契約終了時期の原状復帰については、全て受託業者様にて実施いただくこととなり、万一事故が発生した際についても受託業者様自身の責任となる点にご留意ください。	令和8年6月17日
9	令和8年6月8日	仕様書	10(9)	業務の進捗管理のための独自ツール等を日本年金機構貸与の端末で使用することは可能でしょうか。	個人情報を扱うための端末は日本年金機構から貸与する端末に限定しており、その端末に独自のツールやソフトウェアを導入することは認められません。また、日本年金機構から貸与する端末では、マクロ機能付きのエクセルファイルやアクセスの使用も禁止となります。それらを使用しない形での進捗管理の方法を提案してください。	令和8年6月17日
10	令和8年6月8日	仕様書	10(9)	業務の進捗管理のため、独自に用意したバーコードリーダーを日本年金機構貸与の端末で使用することは可能でしょうか。	個人情報を扱うための端末は日本年金機構から貸与する端末に限定しており、その端末には機構から提供した機器以外を接続することはできません。仕様書別紙8-1の貸与備品の中にある「二次元コードリーダー」のみ接続可能です。機構から受付回付等事務処理用に貸与する「二次元コードリーダー」の台数のみを使用する前提であれば、そのリーダーを進捗管理作業にも使用することは可能です。	令和8年6月17日

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等の受付・審査・入力等業務にかかる照会(回答)一覧

項番	照会受付日	処理区分	工程	照会内容	回答内容	回答日
11	令和8年6月8日	委託要領	委託要領A 4(5)	7階のロッカースペースを休憩スペースとしてよいか。	問題ありません。もとも7階のロッカースペースには申告書等の持ち込みは一切禁止であり、個人のスマートフォン等の持ち込みは可能です。 3階の一部を休憩スペースとする場合は【委託要領A】4(5)に記載のとおり制限がありますが、7階のロッカースペースを使用する際には制約はありません。	令和8年6月17日
12	令和8年6月8日	委託要領	委託要領A 4(4)	入退室権限は自由に設定できるのか。	入退室権限は管理者用と一般作業用者の2種類あり、要員への権限の振り分けは受託事業者にて自由に行えますが、権限の設定は機構が行います。	令和8年6月17日
13	令和8年6月8日	委託要領	2.(3)画像化	スキャナー機器における所得税用申告書および住民税用申告書の割振りの変更について、事前協議のうえ変更時期等を決定する旨の記載があるが、当該変更時期決定後、実際に変更が可能となるまでに要する時間についてご教示ください。また、通常業務に支障が生じる可能性の有無についても併せてご教示いただきますようお願いいたします。	約1か月程度前におおよその変更計画を提示していただき、協議によって詳細を詰めていくことを予定しています。変更作業そのものは、1日の作業終了後の夜間に実施し、変更台数にもよりますが、数日で完了する予定です。変更作業はスキャナ1台ずつ行うため、変更作業が数日に渡る場合、変更作業期間でもスキャナは使用可能です。	令和8年6月17日
14	令和8年6月12日	仕様書	P.13 (12)服務規律	「機構職員に準じた身だしなみをさせること」について具体的なドレスコードを教えてください。	日本年金機構はみなし公務員であることを念頭に、常識の範囲内でビジネスに適した服装としてください。	令和8年6月17日
15	令和8年6月12日	評価項目一覧	(1)業務の履行に関する管理体制	【履行体制整備の計画】とは履行に必要な人員の確保の計画である認識でお間違いありませんでしょうか。その他提案書に記述すべき事項がございましたら教えてください。	【履行体制整備の計画】とは契約締結から履行開始までの間に、履行必要な人員を採用、研修等を行い、履行開始時に履行に必要な作業員を用意する計画のことです。提案書においては、いつまでに、どのくらいの人数を、どのように採用、研修等を行うのかの計画(タイムライン等)と、計画に遅延が発生した場合のリカバリ策等、確実に必要な人員を用意するための施策を記載ください。	令和8年6月17日
16	令和8年6月12日	評価項目一覧	I. 業務の履行実績	「過去3年以内に、当該業務又は個人情報等の取扱いを含む類似業務であって、当該業務と同規模(業務量及び契約期間)程度又はそれ以上の規模の業務を受託し完了した実績があること。」の同規模の解釈につきまして、同一期間に実施した複数の類似業務の合計業務量が同規模以上であれば認められますでしょうか。	全ての事業が本事業と類似であり、その重複する期間が本事業と同程度の期間に及ぶ場合は、実績として認められます。	令和8年6月17日

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等の受付・審査・入力等業務にかかる照会(回答)一覧

項番	照会受付日	処理区分	工程	照会内容	回答内容	回答日
17	令和8年6月12日	評価項目一覧	(1)業務の履行に関する管理体制	評価項目に記載の「※運送業務(業務の工程の一部に含まれる運送業務も含む。)について、運送事業者間で運送約款等に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合は、運送業務の工程別の役割分担が確認できる書面を提出すること。」とは、受託事業者が運送会社1社に対して再委託をする場合にも書面の提出が必要になりますでしょうか。	(1)における記載は再委託に関するものではありません。受託事業者が運送会社1社に対して再委託をする場合には不要です。 なお仕様書別紙17-1の通り、運送業務を再委託する場合、当該業務に係る再委託先の運送約款を提出することが必要になります。再委託先事業者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている必要があります。	令和8年6月17日
18	令和8年6月12日	仕様書	P.2 2委託予定件数	委託予定件数につきまして、どの程度の業務量増加への対応の参考とするため、過去の委託予定件数と委託件数の差異について実績を教えてください。	業務説明会でもご説明させていただきましたが、住民税分は新規事業であるため、過去の委託予定件数および委託実績件数は参考とならないため、ご提示できません。	令和8年6月17日
19	令和8年6月12日	仕様書	P.2 3委託業務の期間	各種業務の履行期間は変更になる可能性はございますでしょうか。変更の可能性がある場合、過去にどの程度の変更が発生したか教えてください。	仕様書上の履行期間を超えることはありません。	令和8年6月17日
20	令和8年6月12日	仕様書	P.5 ④特定個人情報取扱者の届出	本業務の性質上、特定個人情報取扱者は本業務に従事する者全員が該当することになると考えておりますが、よろしいでしょうか。	ご認識のとおり、申告書を扱う全ての作業員が該当します。	令和8年6月17日
21	令和8年6月12日	画像化対象申告書【A】委託要領	P6 d.区分キ、ク、ケ、コの納品	仕分け作業で使用する「透明な袋」は受託事業者が用意する必要がありますでしょうか。	ご認識のとおりです。	令和8年6月17日
22	令和8年6月12日	画像化対象申告書【A】委託要領	P.25 (5)作業の実施体制	業務委託員が携行する名札はストラップ含め受託事業者が用意する認識でよろしいでしょうか。また名札・ストラップのデザインや材質に指定はございますでしょうか。	日本年金機構が設置する入退出カードを入れるストラップは機構から貸与します。その中に受託事業者が用意する名札を入れることは認めています。受託事業者が用意する名札・ストラップについて、委託要領に求める条件を充足していれば、その他のデザイン、材質に指定はありません。	令和8年6月17日

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等の受付・審査・入力等業務にかかる照会(回答)一覧

項番	照会受付日	処理区分	工程	照会内容	回答内容	回答日
23	令和8年6月12日	提案書作成 手順	P.4 (2)提案書様式⑤	提案書の製本方法につきまして、ファイルに綴じず、クリップ留めで提出する方法でもよろしいでしょうか。	問題ありませんが、資料がバラバラにならないよう、工夫をお願いします。	令和8年6月17日
24	令和8年6月12日	提案書作成 手順	P.4 (2)提案書様式⑥	電子媒体に格納するファイルにつきまして「PDF形式とし、一式を1ファイルにまとめること」と記載がございますが、評価委員会委員用と評価委員会事務局用それぞれの一式ファイルを作成する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	令和8年6月17日
25	令和8年6月12日	提案書作成 手順	P.5 (3)記載事項②	提案書にインデックスおよび仕切り紙を付けることは必須ではない認識でよろしいでしょうか。	必須ではありませんが、目次をつける等、評価項目一覧に記載する提案者の該当箇所が見つけやすいよう、工夫をお願いします。	令和8年6月17日
26	令和8年6月12日	仕様書	P.3 委託予定件数	想定件数の増減幅について過去実績ベースで最大値をご教示ください	業務説明会でもご説明させていただきましたが、住民税分は新規事業であるため、過去の委託予定件数および委託実績件数は参考とならないため、ご提示できません。	令和8年6月17日
27	令和8年6月12日	仕様書	P.3 委託予定件数	各業務区分の月別・日別の処理波動(ピーク時件数)をご教示ください	仕様書別紙2-1～2-7に記載する委託予定件数及び作業区分ごとの作業時間を参考としてください。	令和8年6月17日
28	令和8年6月12日	-	-	受託事業者が持込むPCはロッカー休憩スペースに設置する必要があると認識していますが、進捗管理等のために作業スペースに持込むことは可能でしょうか。	機構が用意したPC以外のPCを作業スペースへ持ち込むことは一切禁止です。	令和8年6月17日

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等の受付・審査・入力等業務にかかる照会(回答)一覧

項番	照会受付日	処理区分	工程	照会内容	回答内容	回答日
29	令和8年6月12日	-	-	過去実績として、どれほどの作業者が同時に稼働していたかを参考にさせて頂きたく、月毎等の稼働人数推移を教えてください。	委託業者にて要員の管理等を行うことから、月毎等の稼働人数推移をお示しする資料はございません。	令和8年6月17日